札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和６年２月29日

札幌市長　秋元克広

札幌市規則第３号

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則（平成１４年規則第１号）の一部を次のように改正する。

(1) 第２条の見出し及び同条中「店舗面積」を「店舗等面積」に改め、同条第３号を同条第４号とし、同条第２号中「銀行等　営業室」を「事務所及び銀行等　一般事務室、個室、会議室、集会室、図書・資料室、シュレッダー室、印刷室、電話交換室、営業室」に改め、同号を同条第３号とし、同条第１号の次に次の１号を加える。

(2) 飲食店　客室、客室間の通路、厨房、配膳室、待合室、ロビーその他これらに類するもの

(2) 第４条中「第１１条第２項」を「第１４条第２項」に、「様式３」を「様式」に改め、同条を第６条とする。

(3) 第３条の見出しを「（自転車等駐車場の設置の届出等）」に改め、同条第１項中「第８条」を「第９条」に、「自転車等駐車場設置（変更）届出書（様式１）に自転車等駐車場の台数算定表（様式２）」を「別に定める様式による届出書に別に定める様式による自転車等駐車場の規模の算定表」に改め、同条第２項中「第８条」を「第９条」に改め、同条を第４条とし、同条の次に次の１条を加える。

（自転車等駐車場の規模の特例）

第５条　条例第１０条第１項の規定により基準数値を減ずる場合は、当該

基準数値に当該施設の自転車等の駐車需要を減少させる事情に応じて市長が別に定める割合を乗じて得た数値（１未満の端数があるときはこれを切り上げた数値とし、当該基準数値から２０を減じて得た数値を上限とする。）を当該基準数値から減ずるものとする。

２　条例第１０条第２項の規定による申請は、別に定める様式による申請書に自転車等の駐車需要が少ない理由を記した説明書を添えて行うものとする。

(4) 第２条の次に次の１条を加える。

（自転車等駐車場の位置、利用方法等の表示）

第３条　条例第８条の規定による自転車等駐車場の位置、利用方法等の表示は、次のとおりとする。

(1) 自転車等駐車場の位置及び当該自転車等駐車場への経路を記載した表示板を施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置すること。

(2) 自転車等駐車場の所有者又は管理者の連絡先及び当該自転車等駐車場の供用時間、自転車等の駐車方法その他の利用方法を記載した表示板を当該自転車等駐車場に設置すること。

(5) 様式１及び様式２を削る。

(6) 様式３中「使用期間」を「有効期間」に、「第１１条」を「第１４条」に、「その職員」を「職員」に改め、同様式を様式とする。

附　則

１　この規則は、札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和６年条例第　8 号）の施行の日から施行する。

２　この規則の施行前に改正前の様式３に基づいて作成された自転車等駐車場等立入検査証は、改正後の様式に基づいて作成された自転車等駐車場等立入検査証とみなす。